

歌志内市議会会議録

第2日目（平成28年6月16日）

---

（午前 9時56分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干定刻前でございますけれども、ただいま全員の議員の出席であり、定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議中、傍聴席からの報道関係者による写真撮影を歌志内市議会傍聴規則第8条により、議長において許可をいたしております。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員ほかからの意見書案10件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 これより、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号1番湯浅礼子さん。

一つ、歌志内市総合計画（平成28年度～平成31年度）の推進について。

一つ、女性が輝く社会の実現について。

一つ、生活困窮者自立支援制度について。

以上、3件について。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 皆様、おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、通告書どおり、件名3件につきまして、一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

件名1、歌志内市総合計画（平成28年度～平成31年度）の推進について。

①といたしまして、本年度から歌志内市総合計画が、選択と集中による施策として、既にスタートしております。

村上市長におかれましては、3年8カ月前から人と人とのつながりを大切に市民誰もが「住んでいてよかったと思えるまちづくり」を念頭に、高齢者から子育て世代、生徒、児童、幼児などへの政策を公約にのっとり実行してきました。

そんな中、今回、この歌志内市総合計画が策定され、基本計画の実施に対し、ますます実行力のあるトップリーダーが必要とされます。

本年10月に市長選挙を控え、基本計画、実施計画を確実に実施し、歌志内の存亡をかけた、このかじ取りの重責を担う期待を込め、次期市長選に村上氏の再度立起を望まれますが、この時期に至り所信をお伺いいたします。

②といたしまして、基本計画、重点プロジェクト1から4に関し、市民が実感でき、また、直接参画できる具体的活動をお伺いいたします。

③といたしまして、実施計画、当初3年間の年ごとの評価はどのように行うのか、お伺いいたします。

件名の2、女性が輝く社会の実現についてでございます。

①といたしまして、朝ドラ「あさがきた」は、広岡浅子さんの魅力ある生き方が最高視聴率を上げました。

また、「元始、女性は太陽であった」これは、女性解放運動家平塚らいてうの余りにも有名な言葉ですが、この衝撃的な言葉で始まる雑誌「青鞥」創刊の辞は、本来、女性は太陽であるとし、女性の持つ可能性、潜在力を情熱あふれる言葉で讃美した偉大な宣言となっております。

この平塚らいてうの宣言以降、女性解放運動は勢いを増し、やがて日本で最初の婦人団体が生まれるなど、運動は加速していき、女性解放に対する功績は今も色あせることなく光り輝いております。

しかし、解放運動が目指した「男女の平等」という大きな目標は、今日どのような形で実現しているのでしょうか。

現代の日本に目を移してみますと、日本は今、男女共同参画社会の実現に向けた、世界の大きな潮流に押されながら、そして経済再生のきっかけを必死に模索しながら、日本の未来を女性の持つ潜在力にかけようとしております。

安倍首相が日本の再生にとって、今、最も重要視しているのが女性の活躍なのです。歌志内まちづくりのため、女性起業家の育成、青年起業家育成、また、当市の女性管理職登用にに向けた取り組み、考え方についてお伺いをいたします。

②といたしまして、日本で男女共同参画基本法が制定されたのは平成11年、その翌年に男女共同参画基本計画が策定されました。その流れを受け、歌志内市は男女共同参画基本計画について、どのように取り組まれてきたのでしょうか、お伺いをいたします。

③でございます。女性活躍推進法の施行に伴い、歌志内市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が制定されましたが、市長はこれをどのように受けとめられておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

④といたしまして、歌志内市の女性活躍の現状をどう分析しておられるのか、お伺いをいたします。

⑤といたしまして、市内企業等の女性職員活躍行動計画の作成状況を把握しておりますでしょうか。取り組み内容はどのようなものかをお伺いいたします。

⑥でございます。妊娠した女性も働きやすくするため、マタニティーハラスメント防止や男性の育休の取得、介護休暇取得普及啓発はどう発信するのか、お伺いをいたします。

⑦でございます。出産・育児期の女性が働き続けるためには、保育園の整備として、認定こども園の計画がありますが、今後どのように進めていくのかをお伺いいたします。

件名の3でございます。生活困窮者自立支援制度について。

①といたしまして、生活困窮者自立支援制度がスタートして1年、当初、行政・関係機関の方々のアウトリーチがなければ実績は難しいのではと思えたのですが、どのように制度のPRを行ったのでしょうか。

②といたしまして、生活困窮者自立支援制度の相談業務の実績についてお伺いをいたします。

③といたしまして、自立支援制度に取り組む中で、相談内容、課題の方向性が見えた部分についてお伺いをいたします。

以上3件、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 私から、1番目の歌志内市総合計画の推進について。①についてお答えをいたします。

泉谷市政を継承してから3年8カ月、議会、市民の皆さんの御理解をいただき、財政の健全化を図りながら市民サービスの向上に努めてまいりました。

とは言いながら、平成18年から予定されておりました第5次基本構想、基本計画を実行することは困難な状況でありましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、この間、財政の健全化に努めたことによって、財政調整基金は、積み立て目標としておりました市の標準財政規模とほぼ同額の23億4,000万円を積み立て、減債基金の2億円、そのほかの基金を合わせますと、総額28億2,000万円を確保することができ、財政的によりやく落ちつきを取り戻したと考えております。

また、市民サービスにつきましては、子育て支援として、高校生に対する月額1万円の就学支援金の支給、高校生までの医療費の無料化、中学生までのインフルエンザ予防接種の無料化、小中学生の給食費アップ分の公費負担を実施し、幼稚園児の保護者負担の軽減を図るとともに、小中学校ではICTを活用した教育が進められております。

さらに、今年度からは、中学生を対象としたチャレンジキャンパス、いわゆる公営学習塾も実施を予定しております。

高齢者に対しましては、肺炎球菌予防接種の無料化を行い、そして現在、既に発注された低

家賃住宅の建設をもって、おおむね公約は達成できたのではないかと考えております。

昨年度、歌志内市総合計画が策定され、いよいよ本年度、平成28年度から新しいまちづくりに取り組む環境が整ってまいりました。10年間の計画ではありますが、幹となる部分を前期4年に集中して実行してまいります。

おくれておりましたまちづくりをスピードアップし、市民の皆さんに「住んでいてよかった」と言ってもらえるまちづくりを実現するためにも、ぜひそのかじ取りを担わせていただきたいと考えております。

そのためにも、10月に予定されます市長選挙には、再度立直し、この1期4年間の村上市政の評価を含め、市民の皆様の審判を仰ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは件名の1、歌志内市総合計画の推進についての②と③について御答弁申し上げます。

②、重点プロジェクトに、市民が実感でき、直接参画できる具体的な活動についての御質問でございますが、歌志内市総合計画は、基本理念である「みんなで創る笑顔あふれるまち」を実現するため、五つの基本目標と四つの重点プロジェクトにより計画を推進しております。

重点プロジェクトでは、分野の異なる施策や事業を一体的に行うことで、総合的な成果を上げることを目指しており、プロジェクトごとに現状と課題の方向性、基本目標、具体的な取り組みを掲げております。

これらの施策や事業を展開する上で、市民参画の推進を意識し、情報の共有と市民参加の視点から、幅広くあらゆる世代や団体等と意見交換を行うため、地区別市政懇談会を初め、町内会連合会との情報交換会、小中学生との語る会、ふれあい市長室、まちづくり市民会議、行財政改革市民会議などを実施しております。

また、今年度は、まちづくりへの意識の高揚を図るために、まちづくり講演会の開催も予定しており、市民の声を直接反映することができるよう心がけ、「住んでいてよかった」と実感できるまちづくりに努めてまいります。

次に、③、実施計画の年ごとの評価はどのように行うのかとの御質問でございますが、実施計画は、基本計画に示された施策や事業の具体的な内容を明らかにし、事業計画を施策体系順に取りまとめたものであります。

計画期間は3年間で、毎年度の予算編成の指針となるものであるため、個別事業の評価を行いながら、毎年度見直しを行うこととしております。

個別事業の評価につきましては、担当課での評価、庁内での評価、第三者機関やパブリックコメントなどの外部評価、市長による最終評価により行うこととしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから件名2の①のうち、女性起業家の育成、青年起業家の育成に向けた取り組み、考え方についてと。同じく件名2の⑤、市内企業等の女性職員活躍行動計画の作成状況の把握の関係。それから⑥の妊娠した女性も働きやすくするためのマタハラ防止、男性の育休取得等、これらの啓発についてはどう発信するのかという御質問について御答弁申し上げます。

最初に、件名2の①でございますが、女性や青年起業家の育成につきましては、若者や子育て世代の就業の場の確保や地域活性化に向け、重要な取り組みであります。

このため、起業に向け、必要となる事業計画書の作成や資金計画、さらには、創業後の収支計画作成等に係る相談窓口を整備してまいります。

次に、件名2の⑤でございます。商工会議所に確認をしたところ、現時点で、女性職員活躍行動計画を作成している事業所はないということでございます。

しかし、女性が活躍できる社会の実現に向け、商工会議所等を通じ、本計画の趣旨及び必要性について周知してまいります。

次、件名2の⑥でございます。マタハラ防止や男性の育児休業等の取得に係る周知といたしましては、広報紙、ホームページなどを活用するとともに、商工会議所など関係団体による会員周知について要請してまいります。

なお、市内事業所に働いている母親を対象に、保健師からパンフレット配布による各種制度の周知や相談業務が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから件名2の①の後段の部分、同じく件名2の②から④まで御答弁させていただきます。

件名2の①の後段の部分でございますが、以前、市長から御答弁いたしました。管理職への登用につきましては、基本的に男女の区別なく、経験年数や適性、仕事に対する取り組み方などを見きわめながら行われてきたところであり、今後も同様の考え方で取り組んでまいります。

平成28年4月1日現在では、市立病院を除く市長部局で3名、監査委員事務局で1名の計4名、これに市立病院の2名を加えますと、合計で6名の管理職が在職しており、管理職における女性の比率は18.2%となっております。

件名2の②でございます。男女共同参画の分野に関しましては、所管が多岐にわたりますので総務課より御答弁いたします。

男女共同参画基本計画は平成12年に策定されて以来、第4次となる同計画が昨年12月に閣議決定されたところでございます。

当市は、これまでに日常生活の向上と明るいまちづくり運動の発展を目的としている婦人会連絡協議会を通じた人材育成、女性労働相談やDV等の暴力相談窓口対応などを実施するとともに、各種分野での女性からの視点で行政に対する意見などをいただいていたところでございます。

また、先般策定いたしました総合計画の重点プロジェクトとして位置づけしている総合戦略の中におきまして、子育て世代向けの仕事、住宅、子育て支援等による環境整備、充実した子育てや教育の実現、出産、子育てが女性の負担にならないような地域社会を目指すための施策を盛り込み、定住対策とともに男女共同参画社会の形成に向けて取り組んでまいります。

件名2の③でございます。女性活躍推進法に基づく歌志内市特定事業主行動計画につきましては、市を初め市議会、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会の各任命権者が連名で策定した計画でございます。

本計画につきましては、法律の趣旨に基づき、組織全体で継続的に推進していかなければならないものと認識しており、目標としている職員採用や長時間勤務関係、育児休業等を取得しやすい環境の整備を図っていきたいと考えております。

件名2の④でございます。市全体を見て現状がどうなっているかという分析はしておりませんが、例えば市議会ですと、現在、議員7名中3名が女性であり、選挙管理委員会では、委員

4名中2名、スポーツ推進委員会では9名中4名が女性であるなど、その他各分野において女性が占める割合は高く、それぞれにおいて御活躍されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私から件名2、女性が輝く社会の実現についての⑦、認定こども園の計画の今後について、それから件名3の生活困窮者自立支援制度の①から③までにつきまして御答弁申し上げます。

初めに、件名2の⑦でございます。

認定こども園の開設に向け、平成27年10月、庁内にプロジェクト委員会を設置し、これまで同委員会を5回、子ども・子育て会議を1回開催し、検討を進めてきたところであります。

先般、認定こども園の基本実施設計を行う業者を決定するためのヒアリングを実施し、7月中には基本設計案が業者より示させる予定であります。今後は教育委員会との連携を密にしながら、幼稚園・保育所職員からの意見はもとより、両施設の保護者、子ども・子育て会議の委員からの意見や市民意見の公募なども行いながら、その内容を基本設計案に反映させ、総合戦略に掲げるオンリーワンの子育て教育の実現が果たせるよう取り組んでまいります。

件名3の生活困窮者自立支援制度についての①でございます。制度のPRの関係でございます。

生活困窮者自立支援制度についてのPRですが、昨年度は、市広報紙へ2回、今年度も4月号に掲載しております。

また、民生児童委員連絡協議会においても、同制度の内容及び生活保護概況を含め、当市の実態等を報告しているところであります。

また、市内にある病院、歯科医院、郵便局、温泉施設、コンビニにチラシ、リーフレットを置き、制度の周知に努めております。

件名3の②と③につきましては、実績とその方向性でございますので、関連がありますので一括して御答弁申し上げます。

平成27年度の相談実績は8件で、相談内容としては、全て就労に関するものでありますので、ハローワークとの連携を密にしていくことが重要であると判断しております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 御答弁ありがとうございました。

また、力が入る所信表明を伺いまして、本当に頑張っていたきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、順次、順不同になると思うのですが、再質問させていただきます。

最初に、女性参画、男女基本法ですけれども、商工会議所が中心となってという部分がございますが、その中で、具体的に目立った部分というのはございますか、何か具体的にありましたら、一つでも教えていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 先ほど御答弁いたしました。商工会議所のほうに、この行動計画について、会員企業のほうで作成されている事業所がございますかというような照会をさせていただいたところ、商工会議所会員の中では、今のところをつくっている事業所はないというような回答をいただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 市内におきまして、女性が一番従業員が多いところというのは何カ所ぐらいと捉えておりますでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 市内、それほど大規模な事業所はございませんけれども、私どものほうでいろいろと把握している中では、文珠の水晶デバイスを製造している事業所が、製造の関係で女性の雇用が多いというふうに考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 女性の本当に働きやすい環境をつくってあげるということは、今、最大の課題でございます。

ちょっといろいろなところで重複すると思うのですがけれども、まず、厚生労働省の統計では、子どもが親の虐待によって死亡する事例のうち、実に4割以上が零歳児が占めています。また、子どもが零歳から2歳の時期に離婚が最も多く発生していることが明らかになっていきますということで、産後鬱ということについてずっと述べられている部分があったのです。

その中で、マタニティ防止ということで、妊娠したことによって、仕事で重要な部署にいた方がそこを去らなければならないという部分がよく聞こえてくるのですが、当市としては、そういう部分でなったという事例とかはございますか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私ども労働を担当している産業課のほうに、そういった相談があったということはありません。

また、女性労働相談員を配置してございますけれども、そちらのほうにも、そういった市民からの相談といったものは直接受けてはいないというふうに聞いてございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） この部分で、ちょっといろいろな部分で、女性の活躍の部分とも関連してくるのですがけれども、今いろいろな意味で、男性、女性が輝いていくという部分が一番大事だということで、女性が輝くためには男性のサポートが大変必要だなというふうに思います。私の心の中では、一番大きいなという部分があるのですが、ここで載っていますのは、厚生労働省の中で、イクメンプロジェクトというものを立ち上げて、そして、夫の育児参加を理解する上司、イクボスをふやすためにいろいろな、企業をサポートしたりとか、いろいろな取り組みをされている駒崎弘樹様の手記が載っていましたので、このところをちょっと読んでみたいと思います。

まず、男性の育休取得が象徴されるべきなのですがということで、イクメンという言葉で、男性が育休を実際に取得しているのは、まだ全体の2%にすぎませんと。なぜそうなっているのかというところで、アンケートでは、職場が育休をとれる雰囲気ではないと答える方が多かったです。この職場での雰囲気を決定しているのは上司と同僚です。特に、上司の理解を得られるかどうか重要となっているようですという部分がございます。

一番大事なものは、イクボスをふやすために、これから、例えば歌志内の企業の中で進めていくこと。また、歌志内の行政がきちんと紹介して取り組みを進めていくという部分で何かありましたら、具体的例をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 確かに現在、男性の育休につきましては2%程度ということで、非常に取得率は低いということで理解してございます。

これにつきまして、市内企業のほうに働きかけといいますか、PRするという形のものが必要になってくるのかなと思いますが、これらにつきましては、やはり商工会議所が事業所の最前線におられますので、こちらのほうと話をし、その辺のPRだとか周知の方法について話し合いをしていきたいなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 各地でいろいろなニュース等を聞いておりますが、女性参画の部分、また、女性が輝く社会を目指すためには、やはり男性の働き方を変えていかなければならないという部分が一番大きいのではないかなというふうに思います。

ここの部分でのいろいろなアンケートとかをとったりしたことはございますか。

また、男性の方が考えていらっしゃる、女性の輝く生き方とはどういうものかということ、どのように捉えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 市内の企業何件か、以前お話をお伺いしたことがありまして、女性の就業状況について、活動行動計画も含めてどうなのかというお話をしたときに、それぞれの事業所のほうで、それぞれ会社の就業規則等がありまして、それらに基づいていろいろと実施しているところでありまして。それで、その中で、女性のお話も聞きながら、働きやすい環境づくりをしていると。当然その中には、議員おっしゃられますように、職場の男性の理解というものも必要になってくる、そういうふうに考えております。

ですから、女性の輝くという部分につきましては、当然ながら今の日本の社会の中で、重要な課題だというふうに考えておりますけれども、私ども市内の事業所の中にも、そういった考え方やいいですか、そういったものが普及されるような形が望ましいだろうなというふうに考えます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） では、具体的に歌志内市における女性職員の活躍の推進に関する部分からお聞きしたいのですが、長時間勤務関係という部分で、時間外勤務の縮減に努めるというふうな部分がございます。

それで、取り組みといたしましては、平成28年度より随時実施ということで、毎週水曜日のノー残業デーの周知徹底をはかりというふうにございます。水曜日と限定されたのは、何か根拠がございますか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 週の真ん中という部分、月曜から金曜までの真ん中という部分がまず一つでございます。その真ん中で、一度リフレッシュするというのが基本という部分でございます。

そうは言っても、なかなかいろいろな仕事があって、終了後すぐに帰宅する部分は完全にはいかないのですが、毎週水曜日の朝に各自の、皆さんのパソコンのほうにメールで、まず、きょうは残業をしないで真っすぐ帰りましょうというような周知をしたり、管理職等、仕事の仲間から、きょうは水曜日だから早く帰るよというような声かけをしたり、そういうことをやってきておりますので、今後も引き続きそういうような部分で周知徹底していきたいというふうな考え方を持っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） その後に、職員の業務分担を見直しを定期的に行いということで、各職員の業務量の平準化を図るとあります。ここの部分では、男性はもちろんですが、女

性の部分では、どのような、ここ、入っているかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 基本的に業務分担の見直しというのは、男女を特に分けてというふうには考えてございません。上司のほうが、そういった業務量を見て、どこかに過多、多過ぎているという部分があれば、ほかの仲間に分散するなどして、そういったことで乗り切っていきたいというふうに基本的には考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） それでは、目標としてということで、平成27年度比で20%一応減少させるというふうにありましたが、平成27年で、平均的には何時間ぐらい残業していたのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 申しわけございません。職員1人当たりの月平均ということで、17.6時間ということが、平成27年度の数値としてつかんでおります。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 本当に残業を減少させるということは、仕事の量もたくさんあるし、大変な状況だと思いますが、少しでも減らして、本当に時間的余裕をとっていただきたいというふうに思います。また、年次休暇についてもとりやすいような雰囲気づくりをしていただきたいと思います。

先ほどのイクボスではないですけれども、男性の上司の方が積極的に有給休暇とか休暇、また、介護休暇とかとっていただきたいと思いますが、この介護休暇の部分では、とられている方とかいらっしゃいますでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 職員としては、今のところおりません。一般職員としてはいません。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 何で休暇のことをいろいろと聞くかということと、今、いろいろな介護問題、また、育児のこととかで悩みが多く出ております。

私も先日、町を回っておりました。そうしたら、じっくりお話する機会がございました。ある御婦人の方なのですが、「湯浅さん、私の娘が離婚いたしましてね。幼子2人抱えて頑張っているんですよ」と言うのです。そこで、「あらー、そうしたらお勤めされるんですか」と言ったら、「芦別まで通っているんです」と言うんです。「芦別だったら勤務時間大変ですね、何時に出られるんですか」と言ったら、7時15分に出られると言うのです。

それで、「一番困っていることはね」ということで相談されたのが、保育所の関係、子どもの育児の問題だったのです。どういう部分ですかというと、行政では、保育の時間を少し長くしていただいたという部分で助かってはいるのですが、例えば熱を出したというときには、迎えに来てくださいと言われるのです。私、おばあちゃんだから本当は行かなければならないのですけれども、歌志内で勤めていますから、行かなければならないのですけれども、ちょっと

それもできない状況なのですということで、認定こども園の話をししましたら、すごく喜ばれておりました。

先ほど認定こども園のことについて御説明がありましたが、7月中に基本設計案が業者より示される予定でありますということで、さまざま御答弁いただきましたが、今のこの状況の中で、わかっている部分、内容について具体的にお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今、冒頭のほうで、子育ての、事例で、お子さんが熱を出されてという形で、園の運営の体制といいますか、そういう部分のお話がありまして、また、後段のほうでは、今の認定こども園のスケジュール的な部分がありましたので、何ともお答えしづらいところもあるのですけれども。

現在、認定こども園のスケジュールといたしましては、先ほど申し上げたとおり、基本設計、実施設計の業者のほうを選定しているという形になっております。それに伴いまして、その業者から基本設計案という形で、施設の内容についての、言うなれば配置的な、施設の内容とか、コンセプトが示されるという形になります。これはあくまで案としての基本でございますので、それをもとに、言うなれば子育て世代の、保育所、幼稚園、それから各団体等、子育て会議の委員の皆さん、もちろん市民の皆さん、それから議会の行政常任委員会のほうにも報告をさせていただきながら、そのもととなる基本設計案にさまざまな肉づけをして、実施設計に向けてまいりたいと、このように考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今、認定こども園、今、保育所と幼稚園がございますが、この認定こども園ができたことによって、ここの部分を大きく変えていきたいのだ、こういうところを歌志内市としては取り組んでいきたいのだという部分がもう大筋出ていると思うのですが、その部分での内容等、決まっておりましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 既存で、今現在、幼稚園と保育所がそれぞれございますので、認定こども園は、その機能を持ち合わせた施設というふうに考えております。

また、子育て支援的な意味合いの部分も認定こども園の中にはございますので、言うなれば子育て世代の保護者等が、その施設内の中で、常に子育てに関することが、いろいろな形の中で取り組めるような形であるべき施設という形で使えるような形としてまいりたいというふうに考えております。

それらを、先ほど申し上げたとおり、多くの方々から御意見を頂戴しながら、その実現に向けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 市民の皆様は、子育てをされている方は、この認定こども園に対して期待されておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それと、女性が輝くという部分で、私も定例会でふるさと納税という部分での質問をさせていただきましたが、その関連で、物すごい女性の起業家が大きく大きく事業を広げているということで、皆さん御存じだと思うのですけれども、ふるさとチョイスという部分がございます。この方は、株式会社トラストバンク代表取締役の須永珠代さんという方なのですけれども、この方が、ふるさと納税をしやすくするためにさまざまな工夫をされて、サイトを立ち上げて、本当に大きな大きな仕事をされております。

何ですごいかというのは、このふるさとチョイスを經由して納税の総額が、昨年1年間で約1,250億円達成した。それで、今までの累計だと2,000億円近くになるかもしれませんという、この状況を聞いて、女性の起業家ってこんなにすごいことをしているのだなという部分で、本当に女性の育成というのは大事にしていかななくてはならないなという部分で紹介をさせていただきました。

このふるさとチョイスの中で、ふるさと納税だけではなく、今回の熊本での災害についても、物すごい大きな呼びかけで義援金が桁外れで集まっているという部分も出ておりました。

それからまた別な部分では、クラウドファンディングという部分がございまして、これは、例えばプロジェクトを立ち上げて、我がまちでは何々のために、例えば1,000万円なら1,000万円必要ですよ。御賛同いただける方は寄附をお願いしますということで設定をして、ここで出ているのは、具体的には、犬の殺処分ゼロを目指す広島県というところでやっけて、ふるさとチョイスで行って、今、総額で3億5,000万円以上到達できましたという部分が載っていたのです。

このように、女性起業家がこのような大きな仕事をしているという部分で、歌志内市にとって、女性の起業家を育てるということは本当に大事な部分だなというふうに思いますが、この件についてどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 確かに、議員おっしゃられますように、女性の起業家、それから若い方たちが事業を興すということにつきましては、市内の経済活性化というか、地域の振興に非常に重要だということで、今回、作成いたしました総合戦略の中にも、その辺は掲げさせていただいているところでございます。

ただ、市内の現状を申し上げますと、なかなかそういった女性の方が事業を興すという、創業するというような事例はなかなか見当たらない部分があるのが現実でございます。

ただ、そういった方々が少しでも出てくるような、今おっしゃられました、事例として掲げられましたインターネットを通じるような形の部分については、それは私どものほうも把握できる部分ではないものですから、実際に商取引的なものをインターネットでやられている方の中にはいるかもしれませんが、それについては私ども把握できておりません。

ただ、いずれにしても、先ほど言いました市内で事業を興していただきましたら雇用も生まれるということで、地域産業にとって有益な部分でございますので、そういった方々の支援という部分につきましては、当然商工会議所が中心なろうかと思いますが、私ども産業課のほうといたしましても、相談できる体制はとっていききたいなと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 私も学校卒業しまして何十年ということで、歌志内を巣立っていった方、女性も男性も限らず、各地でいろいろお仕事をされていると思うのですけれども、その中でも、めばしく活躍されている方へのアプローチ、歌志内市が今こういう状況だということで、何とか手助けしていただきたいという部分での人材探しということは、どのように取り組まれておりますか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 現在、今のところそういった人材、どういった方が、市のゆかり方で、活躍されているかというのは、札幌歌志内会等の役員等を通じた中で、いろいろと情報を集めているところでございますけれども、具体的に、こういったところで頑張っている人がいるという方と直接アプローチをとっているのは今ところはなく、これからそういった面につ

いては取り組みたいというふうを考えておまして、歌志内ゆかりの方で、特に札幌等で例えばお店を経営されているだとか、そういった方についてリストアップした形の中で、アプローチして、情報をいただくなり、支援を求められているのであれば、こういったものがあるのかとか、そういったお話し合いの機会を設けていきたいなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 余り広がりがない部分が多いのかな、強いのかなという部分を感じました。

やっぱりまちおこし、歌志内を変えていくためには、大勢の方の御意見を吸い上げて、そして幅広く、女性起業家、青年起業家は歌志内には育たないのだという部分ではなくて、連合町内会、また、本当に地方で活躍している方と連携をとりながら、1人でも多く起業家を育てていくという部分が一番大事ではないのかという部分を感じます。

それで、行政としては、行政の中で、女性起業家、また、青年起業家を育てていくためにはというアンケートとか御意見とか、そういう部分で吸い上げとかはしたことはございますか、行政の中で。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） これまで実施した経過はございません。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） この部分でも、大事な部分ではないかなというふうに思います。職員の方、心の中で思っている、実際に意見交換できなかった部分とかがあると思いますので、しっかりと女性の活躍という部分については、焦点を当てて行っていただきたいなというふうに思います。

あと、あちこち質問が飛んでしまいましたが、生活困窮者支援法のほうに移りたいと思うのですが、歌志内市においても、さまざまな生活支援をいただきたいという部分のある方がいらっしゃると思うのです。

先日の行政委員会で、生活保護、それからまた、いろいろなひとり親云々の内容についてはわかったのですが、生活困窮自立支援の部分については、歌志内市としては、ニートの状態の部分の方はどれぐらいいらっしゃるか。また、それに対しての手当て、そういう部分ではどのように捉えておられますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） それらに関しまして調査とかをしたという実態がございませんので、人数等についての把握についてはしておりません。各種相談の中で、今お話がある生活困窮者の相談業務の中でも、やはりお仕事の関係ですとか、健康に伴ってですとか、会社の関係の中で、お仕事がなくなって、就労に関するお話だとかという形はありますけれども、ニートの方が何名いるかについての把握はしておりません。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） お仕事の部分の相談が多いというふうにおっしゃられました。その中で、何か当局としての特徴というか、この部分で力を入れていきたいという部分が、課題がありますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） やはり相談内容からすれば、長期に引きこもりの形での部分もあつたりしますので、それらのアドバイスの相談内容を見ますと、短時間からの就労を経験をしながら、きちっとした形の勤務体制につながるような形でのアドバイス、それらについて

の部分的なお仕事の御紹介だとか、そのような形をしながら、就労に向けて御相談をさせていただいているという内容が多くございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、やはり病気の関係によってでの就労が伴わないという御相談も内容的にはございましたので、それらについての健康的な部分につきましてのアドバイスのところの相談内容としてはあったというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 何でニートという部分を出しましたかという、まちを歩いていたら、2年前のときに会ったその方は仕事もしなく、家に閉じこもりの方だったのですが、その方をいろいろ懇談して仕事につけさせて、2年間ぐらいお仕事をされて、安心していたのですが、昨年12月に突然仕事をやめられて、お家にこもり切りになってしまったという、その部分の御相談なのですが。

要するに、私たちが考えている、仕事をして生きていくという部分と、何も仕事したくない、無気力になってしまう、そういう方、青年が今すごく多いのだという部分がわかりました。そのほかにも似たような、無気力で何もしたくないと。こういう部分については、自立支援法ではどのように対処していかれるのでしょうか。なかなか本人に会いたくても会えないという部分はどのようにやっておられますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 相談業務につきましては、毎週火曜日に、午後からになりますけれども、3時から4時半までの間、コミュニティセンターのほうで相談業務を受けております。

それぞれ専門の相談員の方でございますので、経験をお持ちの方でございますから、その中から、今おっしゃられたような相談の部分も、また、相談業務につきましては、なかなか多種多様となっておりますので、専門の先生が相談の内容によってさまざまなアドバイスをいただいております。

また、電話相談、それから、先生のほうからは、御相談があれば訪問することについても行いますとっていただいて、協力していただいておりますので、ぜひそのような形の事案がありましたら、毎週火曜日に行っておりますし、そのほかの日でも結構でございます。フリーダイヤルは、平日全て行っておりますので、その中で御相談いただければ、先生のほうでサポートしてまいると、このように伺って、協議しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） その場に足を運べない方がかなりいらっしゃるというふうに私は捉えております。その部分で、手を差し伸べる一番いい方法、担当の方が直接出向いて行って、助け上げるという部分については、行政はどのように動いていくというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 先ほどとちょっと重複してしまうかもしれませんが、この支援事業の業務については委託をしておりますので、先ほど申し上げたとおり、毎週火曜日の相談業務、それから、先ほど申し上げたとおり、相談支援のコーディネーターの方が、言うなれば平日の相談窓口としているフリーダイヤルの中でも、訪問という形もしていただきますので、コミュニティセンターのほうに来られない場合は自宅のほうにお伺いいたしますので、その中で御相談をしていただければと思っております。

先ほどとちょっと重複してしましますが、相談内容は多種多様になりますので、その相談内

容によって、さまざまな関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 要するに私が言いたいのは、困っている人を吸い上げるという部分、また、例えば行政において、担当の職員が人の困っている状況を1人でも多く吸い上げるという作業においては、人材育成の意味で、そういう相談に対する、人材育成ということは考えておられますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 当課のほうに生活保護グループございますので、そちらのほうに直接御相談がある場合もございますが、この制度につきましては、その前段の部分での形になりますので、そちらでのまず相談という形をとらせていただく部分が多かろうかなと思います。

また、民生児童委員が各町内のほうにおりますので、多くはそちらのほうに御相談があって、また、毎月、民生委員、児童委員の協議会が定例的にございますので、その中でお話があれば、先ほど申し上げたとおり、制度のほうも周知しておりますけれども、そういう形での流れの中で、それらの事案について対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 最後に、件数はどれぐらい受け付けて、そして解決したかというのだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 先ほど申し上げたとおり、相談件数については8件でございました。その中で就労に、お仕事のほうに結びついたのが1件という形になっております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 今8件と言われまして、まだまだ埋もれている方が私は多くいるという実感でございます。この生活困窮という部分、私もまちを歩いていますと、「湯浅さん、お金がないんです。貸してください」という声も本当に何件も聞いております。実態としては、皆さん生活が苦しいのだな。大変な人がたくさんいらっしゃるのだなという思いを感じるものですから、生活困窮者自立支援をもっともっと力を入れて、どこの地域よりも吸い上げて、実績を積んでいただきたいというふうな私の思いです。保健福祉課のお仕事は大変だと思いますが、人材育成に本当に力を入れていただいて、実績をたくさん積んでいただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をいたします。

質問順序2、議席番号7番女鹿聡さん。

一つ、防災計画について。

一つ、プール使用状況について。

一つ、入浴補助制度の拡充について。

一つ、街路・防犯灯のLED化について。

以上4件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 4件について一般質問をしたいと思います。

まず1件目、防災計画についてでございます。

平成26年に歌志内市防災計画が新たに策定され、さまざまな災害から市民を守るために必要不可欠な計画と受けとめております。

しかし、この防災計画に福祉避難所のことが書かれておりません。福祉避難所は、ふだんの日常生活の中で支援を必要とする高齢者や障害を持つ人たちが、災害時に一般的な避難所で避難生活を送ることの困難さが浮き彫りになり、改めてこのような避難者への特別な配慮や適切な支援の重要性が注目され、現在、全国各地の自治体では、災害時の要支援者の避難所、いわゆる福祉避難所の設置・運営が進められております。道内でも旭川を初め恵庭市や石狩市で実施されています。

そこで、伺いたいと思います。

一つ目として、当市においても災害時における避難の際に、支援を必要とする避難者への充実した支援体制と避難先の確保が必要と思われませんが、福祉避難所について、現在どのような取り組みであるか伺いたいと思います。

二つ目として、熊本地震以後、今後の防災計画の見直しはどうか伺いたいと思います。

2件目でございます。プール使用状況についてでございます。

市営プールがなくなって1年がたとうとしておりますが、ことしもプールを使用する季節が近づいてまいりました。

昨年、他市町のプール使用に当たり、バスの運行や子供たちの安全面など改善点を当然検討し、ことしのプール使用に反映されると思われませんが、そこで、伺いたいと思います。

一つ目として、赤平市以外へのバス運行についてはどうなっているのか。

二つ目、今年度のバス運行についてなど、保護者からの意見などはあったのか伺いたいと思います。

三つ目、プール建設を切に願うところでありますが、今後、プール建設に向けた行政と教育委員会、議会や市民の方々とともに話を進めてほしいと思うが、いかがか。

3件目として、入浴補助制度の拡充についてでございます。

昨年の第2回定例会でも質問いたしました。中村地区では、当時の組合員に対し入浴補助を行っております。今後、浴室が完備されていない住宅に住む方々に入浴補助の援助をしていただきたいと思っております。

そこで、二つ聞きたいと思っております。

一つ目、昨年の答弁では、現行制度では難しい。他の所管との絡みが出てくるので、今後、歌志内市総合計画の中にもこのような内容が入ってくると思われるので、住民サービスを向上できるか考えていくとのことでした。総合計画の中にこのことがどのように反映されているのか伺いたいと思っております。

二つ目、また、他の所管との話し合いは進んでいるのか伺いたいと思っております。

最後でございます。4件目、街路・防犯灯のLED化についてでございます。

昨今、街路灯や防犯灯のLED化は当たり前になりつつあります。当市においても平成26年度より順次LED化を進め、現在では約9%の進捗状況となっております。

しかし、今後、平成32年までに残りの91%分の照明をLED化するには、今までのペースでは到底追いつかない状況だと思われます。市民の安全を守るために、今後の市の考えをお聞きしたいと思います。

一つ目、今後の交換箇所は、住宅の照明も含め、約800カ所ぐらいあると認識しておりますが、どのような計画でLED化を進めていくのか伺いたい。

二つ目、道道沿いのLED化を進めるに当たって、道への要請も積極的に取り組んでいただきたいが、いかがかということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私から、件名1の防災計画についての①及び②について御答弁いたします。

件名1の①でございます。

当市では、平成26年に行った地域防災計画の改定後、福祉避難所の指定に向け、庁内関係部署と検討してきたところでございます。

今般の熊本地震では、福祉避難所が十分に機能しなかったという報道がなされており、運営面での課題はあるものの、福祉避難所は不可欠であると認識しておりますので、支援体制が見込める市内の福祉施設等と協議の上、年内には福祉避難所指定の協定を締結したいと考えてございます。

件名1の②でございます。

現在の防災計画は、東日本大震災を踏まえて、平成25年度に改正された災害対策基本法の改正内容を反映するため、平成26年に見直しを行っております。

このように見直しのタイミングといたしましては、災害対策基本法や災害関連法の改正により、防災計画への掲載が義務づけられた内容があったときに見直しを行ってまいります。

今般の熊本地震では、長引く余震による被害の拡大など、前例のない状況が見られることから、地震の避難方法なども変わってくるものと思われますので、適切な時期での防災計画の見直しを予定しているところであります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから件名2、プール使用状況について御答弁申し上げます。

まず、①と②は関連しておりますので一括して御答弁いたします。

今年度は、赤平市民プール以外に、温水プールであります奈井江町民プールへの送迎を6月に2回、7月に1回の計3回を予定したところであります。

保護者からの御意見などにつきましては、6月3日に小学校、中学校、幼稚園、保育所を通じて、子どもの家庭にプリントを配布しております。

なお、御意見等には、今後も柔軟に対応してまいります。

続きまして、③でございます。

教育委員会としましては、学校施設を初め社会教育施設の維持管理など、ハード、ソフト両面における、これからの教育課題は少なくありません。

また、教育分野以外にも福祉、医療、観光、産業、土木、住宅など、市が取り組まなければならない課題がたくさんあり、その中の一つとして社会教育施設があると考えております。

したがって、教育委員会では、今後、社会教育施設全体の整備計画をどう進めていくの

かを、市としての優先順位との整合性を図りながら進めていかなければならないと考えております。

現段階におきましては、本年度からスタートした第6次総合計画の前期4年間にプール建設事業を盛り込む予定はありませんので、教育委員会としましては、プール建設についての話し合いは考えておりません。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私のほうからは、大きな3番、4番につきまして御答弁申し上げます。

まず、大きな3番目、入浴補助制度の拡充についてということで、①番と②番、関連ございますので一括して御答弁いたします。

浴室が備えられていない市営住宅の現状から御説明させていただきます。

浴室が備えられていない市営住宅は、中村地区に32棟154戸が建設されており、そのうち入居しているものは44戸、残りの114戸につきましては、政策空き家とし、新たな入居の受け付けは行っていない状況でございます。

御質問の歌志内市総合計画に反映される内容についてでございますが、当計画の住生活の充実における現状と課題の方向性にもありますが、歌志内市都市計画マスタープランや歌志内市住生活基本計画並びに公営住宅等長寿命化計画を踏襲し、コンパクトな市街地形成を行っていくことを課題としております。

当計画では、ある地区を住宅政策の中心とするのではなく、市全域の市営住宅で年数がかなり経過しているものを中心にイノベーションを検討し、必要に応じて改修等を行っていくこととしております。

浴室が備えられていない市営住宅に入居されている入居者につきましては、用途廃止等ではございませんので、移転補償金等の支給には該当しませんが、浴室が装備されている市営住宅への住みかえなど、相談があれば積極的に対応している状況でございます。

入浴は、文化的な生活を営む上でも必要不可欠なものと認識しており、浴室が備えられていない市営住宅の入居者に対する住民サービスの向上の最たるものは、入浴補助の援助ではなく、365日24時間いつでも入浴できる住環境を提供することと考えております。

また、他の所管との協議についてでございますが、入浴援助は他の政策にもございますので、都度協議を行い、各課の状況などを確認し、毎年度の予算編成に活用しているところでございます。

次に、4番の街路・防犯灯のLED化についてでございます。

まず、①番目の今後の交換につきましての計画でございます。御答弁申し上げます。

市内の街路灯、防犯灯のLED化については、平成26年度より着手し、28年度には中村中央地区の防犯灯についてLED化を進めてまいります。

市が短期間で予算措置し、集中的にLED化を進めることで、環境負荷や電気料金の軽減につながることは認識しておりますが、まちづくりを進める上で、高齢者向け専用住宅や認定こども園の建設、市営住宅の集約化や老朽化施設等の解体除却など優先する事業があり、LED化に伴う予算に限られる場合もあります。できる限り早い時期にLED化が図られるよう取り組んでまいります。

続きまして、②の道道のLED化についての要請についてでございます。お答えいたします。

北海道が管理する道道のLED化については、環境負荷軽減にもつながるLED化につい

て、積極的に取り組んでいただくよう毎年要望しております。北海道では、道路整備の予算の中で取り組みを考えており、今年度から事業着手するとの回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 順次再質問したいと思います。順番がちょっと変わりますけれども、二つ目のプール使用状況について伺いたいと思います。

今回は、奈井江のほうに3回ということで予定しておりますということなのですが、実際、受け付けはどのようなふうな状況になっているか伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 奈井江のプールに送ります3回でございますが、1回が6月11日、既に済んだ日でございます。そして以後、6月25日、7月2日、全て土曜日に予定をしたところでございます。

6月11日につきましては、あいにくその前の週に予定されていた小学校の運動会が、この日に雨天延期となった関係などもございまして、申し込みがなく、この日の運行は中止しているところでございます。

以後、6月25日、7月2日の申し込みも既に受け付けは開始しておりますが、現在のところ申し込みはございません。再度利用を呼びかける予定でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 赤平のほうに去年は行って、ことしは奈井江のほうも足を伸ばそうということで考えられたのだと思うのですが、やっぱり近いところに行きたいという人たちが多分多いと思うのです。赤平の市民プールの利用というのは、去年もまあまああったと思うのですが、ことしのバスの運行の状況をプリントとして配られたものをもらったのですが、赤平のほうに行くのは、水泳教室を入れて8回ぐらいだという形になっているのですが、これは、去年と大して、さほどバスの運行の回数としては変わっていないような気がするのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 赤平のプールの運行ですが、昨年は、近隣プールへの送迎、全て赤平の市民プールへ10回運行しております。ことしは、赤平市民プールへ8回、そのうち3回は、子ども水泳教室の日に合わせての運行でございますので、赤平市民プールへの運行は、去年は10回ですが、ことしは8回。そのかわり奈井江の市民プールへの運行が3回として、合計11回で予定したところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の奈井江も入れて、赤平のほうに行く予定になっている分で、休みの間どれぐらいの利用を見込んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 昨年度、赤平へ10回運行しまして、その10回合計で69人利用されております。よって、1回平均7人の利用でございます。ことしも同じぐらいの利用ではないかというふうに見込んでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） プールがなくなってから、バスを運行するということは当然のことだと思うのです。教育の面で、授業の分とかもあるのですが、やっぱり市内にプールがあったから、毎日市内のプールに入りに行っていたというお子様たちが圧倒的に多いのです。その

中で、限られた日でバスを運行して行くとなると、やっぱり入りたいときに入れないという状況が子供たちに出てくるわけです。それを毎日バスを運行することによって少しでも補えるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 毎日運行しましたら、運行した日、それなりに利用はされるものでないかとは思っております。ただし、運行に当たりまして、この日につきましては、例えば赤平の市民プールでございますと、小学校低学年は保護者等が同伴で利用してくださいという、赤平のプールの決まり事があるわけなのですが、この運行する日につきましては、歌志内のバスを利用される子は保護者が同行しなくても、私ども教育委員会の職員が同行して、御一緒することによりまして、利用していただくと。このようなことも含めて予定しておりますので、毎日までの運行というのはちょっと難しいのかなということと考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱり保護者の声としたら、毎日運行して、決まった時間、この時間ならこの時間で、もらったプリントの時間で毎日走らせているか、いないかはわかりませんが、定期的な毎日、休みの間は走らせて、利用を促すということをしたほうがいいのではないかという声があるのです。やっぱり去年10回、8回、そういったたちでやっていて、毎日走らせてほしいという声が、去年の実績から考えて、そういうふうな意見があって、そういった意見も大事にして、プールがなくなったということに対して、毎日走らせるということが、一番のプールを使ってもらおう手当てになるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 私どものところには、プールの運行、毎日という声は、直接はお聞きしていなかったところでございます。ことしの利用者等の声などもお聞きいたしまして、そういったことは、声がありましたら柔軟に検討させていただきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今年度のバスの運行についての保護者からの意見などがあったのですかということで聞いたのですけれども、プリントを渡したということなのですか、それについて保護者からの意見というのはあったのですか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 特段の御意見はございませんでした。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 第1回の定例会の答弁で、ある議員が質問した答弁の中で、保護者に対しての説明だとかも早急に、順次行っていきたいという話をしていたのですけれども、プリントを配るだけで、なかなか説明という形には多分ならないと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 昨年のことでございますけれども、7月初旬にバス送迎の説明をしまして、そのときに、初めは、私ども事前に人数等を把握したかったということもありまして、全て申し込み制にしようというような説明をしまして、全て申し込みにされても、プールへ行くか行かないかは、その日でないといけないというような御意見等

もいただいたり、また、先ほども申しましたが、低学年の子どもだけでも利用させたいのだがという声もいただきましたので、できる限り希望に沿うように実施をさせていただいたところでございます。

また、保護者からの御意見のほかに、例えばバス運行のほかに、小学生が赤平や上砂川のプールへ自転車で行ってもいいのだろうかという議論もございまして、そういった声には、学校ですとか各地区の補導員の皆さん方に御意見や御相談申し上げた上で、教育委員会としての考え方も整理させていただいたところでございます。

ことは、そういったことでプリントを配ってお示しして、それに対するいろいろな声がございましたら、何がしかのアクションは起こす必要があると思いますが、今のところそのようなこともございませんでしたので、説明会を開催する予定は今のところは持っておりませんが、子ども、それから保護者、また、見守ってくださる方々の御意見などを伺いましたら、またそういった皆さんと相談してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ちょっと保護者のほうからの意見は出ていないということなのですが、私が何人かに聞いたところでは、余り保護者のほうから物を言ってもだめだと思ってるという声在实际聞かれるのです。教育委員会や行政に話しても、特別何かあるわけではないし、なくなってしまったものに対して、その後のケアが余りにも不誠実ではないかという声のほうが多く聞かれるのです。どういうふうに行行政、教育委員会がプールがなくなったことに対してどういうふうに向き合うかというのは大事なことだと思うのです。

保護者の方々は、プールをすぐつくれないのは承知していると思います。このことについて真剣に考えていかないと話は進まないのだと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） さかのぼった話になりますが、一昨年、プールが使えなくなったということに際しまして、小中学生、保護者対象のアンケートをとらせていただいた経緯がございますが、その中に、新しいプールが市内に欲しいとか、これまでのプールは清潔に見えないからもう要らないというはっきりした意見がございました。プールが欲しいという声は承知しておりますが、それを建設となれば、やはり多額の事業費だとか用地が必要なので、そういった声にはなかなか、こういった意見を持つ皆さんに対して、そうかというお答えはなかなか今はできかねる状況でございます。

また、その他かわりの措置としまして、近隣プールへの送迎を考えているわけでございますので、送迎に当たりまして、議員おっしゃるような御意見があるということでございましたら、御意見を伺って、可能な限り対応させていただきたいと考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 可能な限り対応していただきたいのですが、毎日バスの運行をしていただきたいというのが切なる願いです、今のところ。やっぱりプールを使えるようにするというのを考えると、それしか多分ないと思うのです。個人で行かれる方もいますけれども、教育委員会として、毎日バスを出すということをして、プールの利用頻度を上げるということをしなないとだめだと思うのですが、何で毎日バスを出せないか、それをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） バスの運行につきましては、今年度こういう計画の中で行っておりますが、教育委員会としましては、バスの運行について、最大限の努力をしながら、この時

間を設定しているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、毎日運行というのは実現できればいいのですけれども、物理的にバスの確保という面もでございます。また、バスにつきましては、他の事業とかにも使われておりますので、その中で最大限、教育委員会としましては、この時間帯を確保したということでございますので、今後につきましても、先ほどから申し上げておりますとおり、御意見がございましたら、その都度反映しながら、その辺について対応しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） それでは、バスを運行していない日に、バスを運行してくださいという保護者の声があったらどういうふうに対応するのですか、バスを出して対応するのですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 今年度につきましては、この時間帯で、日程についてバスを確保しております。これにつきましては、今年度運行可能な日ということになっております。

ただ、これ以外の日で運行という部分になりますと、現状では非常に厳しいものがありますので、その辺については御理解いただきながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろ手だてを打って、それで毎日運行していただけるような手だてをとっていただけるのが、本当のやり方ではないのかなという思いがいたします。ぜひもう少し前進的な考え方で物をちょっと見ていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

プールの3番目なのですけれども、話し合いを持っていただけないのかなということでお聞きしました。総合計画の中で、4年間の中では、今回は話は出てきていないので、それも住民の方、保護者の方々はわかっていると思います。

ただ、この4年間の中で、今後の4年間、後の話をどこですのだということになると、5年目に話をし始めたのでは遅い気がするのです。前半の4年間の中で、どういうふうにするというプロセスを話し合っていないと話が進まないと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、現状において、学校施設、また、社会教育施設全体含めまして、今後どういうふうに進めていくのがいいのかということで、老朽化している施設もございますので、その辺を含めながら検討していくということでございますが、当面の前期4年間のうちには、その部分が盛り込まれていないということで御答弁申し上げたところです。

話し合いをスタートする時点はいつかということではありますが、プールだけに限らず、社会教育施設全体の計画というのは、私どももその辺については進めていくというのは、今年度も含めて話していかなければならないと考えております。

ただ、プールだけに限った話し合いということではないので、御理解いただきたいというふうに感じます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） それなら、総合的な話し合いで、体育館もプールもということで、そういった場合の話し合いでは、最初の4年間の中では、話し合いの場というのは持っていただけ

るということなのですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 当然今後におきましては、社会教育施設全体を含めて、どうしてもいかなければならないというのは検討していかなければなりませんので、その辺については、今後取り組んでいくという考えでおります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 去年、市長のところに伺って、市民団体の方々が伺ってお話し合いを持ったりさせてもらっています。やっぱり住民の声、そういった団体の声を聞いて、どういうふうに市政を動かしていくのかというのは重要な問題で、お金云々というのも当然わかっております、住民の方々は、どういうふうにごく最初にやっていけばいいのかと。

ただ、その中で、今まであったものがなくなって、子どもたちに不便をかけているのではないかという意味で、そういったことの声を真摯に聞いていただける場というのをどんどん設けてほしいと思うのですけれども、市長、どうですか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 昨年でしたか、お話をいろいろ伺いました。大きなお金のかかること、それから、総合計画というのは、庁内合意あるいは市民の皆さんの御意見を伺うこと、あるいは議会へ説明して、そこでも合意を図るとということが非常に重要になってくると思います。

決してプールというものが必要のない施設と私は一度も言ったことはないと思うのですけれども、行政の中で、まずたたき台、計画を考えるというのは、所管がまず第一義的に対応してまいります。そういうところから始まって、持ち上げて、総合計画の中での位置づけというものを考えていくことになると思いますが。

いずれにしても、今、教育委員会のほうでは、行政区内全体の教育施設というものを議論の対象として、これからいろいろな角度から検討を開始、もう既に開始していると思えますし、それが今後どう進んでいくかというのは、今後の議論を待つところだと思います。

我々としては、そういうものがどういう年次計画で提案されてくるか、総合計画の中で、今後の課題の一つとして考えていかなければならないと、そのように思っております。

軽々に、何年度にやるということは、私ども責任のある立場でなかなか発言もできないことなのです。ただ、私どもが言えることは、その総合計画、将来的な総合計画を推進していくために、いつも申し上げますが、使いながらためていくと、そういう費用は、そのときになってから急に財源を探してもなかなか難しいものです。

そういう意味で、俗に言う一般財源、市のほうの持ち出しというのは大きくなりますので、そのためにふだんからお金を積み立てていくという努力をしながら、その実行する年次はいつかということを探っていくと、こう申し上げるしかないのかなと、そのように思っております。

いずれにしても、教育委員会の内部で、行政全体の、教育という教育施設について、これから十分な時間をかけて議論を進めていくと。実際に一部議論は開始されているわけですから、そのあたりをもう少し時間をいただければと、そのように思います。いずれその議論の内容というものは表に出てくるものと、そのように私どもは思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） もうそろそろプールの使用が始まってきますので、もう少し子どもたちに優しい対応ということで考えていただきたいと。利用頻度を上げるためにも、バスの回数を

ふやしたりということをしていかないとだめだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初の防災計画なのですけれども、今年度中に考えていますということで答弁をいただきましたけれども、国のガイドラインという形で、いろいろなことであると思うのですけれども、国のガイドラインに沿った内容で、どういう形で設計を計画しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 年内をめどに、市内の3福祉施設を福祉避難所ということで想定して、今、協定の内容の部分とかを内部で詰めているところでございます。

女鹿議員おっしゃられました運営のガイドライン等、これらを参考にしながら、また、そういった施設の設備的なものについても必要になってくると思いますが、それにつきましては、予算の部分とかいろいろございますので、その辺も視野に入れながら、そういうふうな有効に活用できるものというものを目指してまいります、これに関しましては、少々時間がかかっていくのかなというふうには考えております。

また、北海道のほうでもいろいろな支援という部分で打ち出しておりますので、そういったものを利用しながら、不足する部分、整備できていけばいいというふうに今のところ考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今3施設ほどということで答弁いただいたのですけれども、予定している施設、この3施設、収容人数だとか対象者だとかというのはどういうふうにお考えしているのか聞きたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 収容人数につきましては、その施設の考え方もございますので、それについては、個々にまた相談しながら、どのぐらいの人数を受けていただけるのかと、そういうものを含めて施設と話していかなければならないと思っております。

また、対象者につきましては、今ある支援名簿でございますので、その中から、担当所管と、どの程度のものまで優先して収容していただくのかというものも含めながら、今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） その施設施設によって、さっき答弁いただいたように、設備だとか備蓄品だとか、多分いろいろ問題が出てくると思うのですけれども、福祉避難所として指定されている施設に対して、不足しているものの費用は、災害救助法に基づいて国庫負担されるということで話をお聞きしております。

協定を結んだ施設に対して、やっぱり足りないものがあれば、早急にそろえていただいて、安全の確保ということで行っていただきたいと思うのですけれども、その辺、積極的な話し合いというのを行っていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 先ほどの国庫負担につきましては、実際に被災を受けて、国から指定した場合というふうな扱いでございます。

通常の、今言われていました部分で、そういった施設、設備関係の部分でいきますと、北海道のほうは、地域づくり総合交付金、これを充てるというようなことも言われておりますので、この辺、社会福祉施設事業者に適用になるかどうかも含めて調べていかなければなりません。

んけれども、そういった部分で、いろいろなものを利用して、そろえていければいいというふうにも今のところ考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 3施設、協定を結んで、いろいろ話を進めていくと思うのですけれども、施設側だけに任せるのではなくて、どんどん民間の企業ということもあるのですけれども、大事なことなので、市もきちっと中に入って利用を高めていただきたいと思いますというのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 当然ながら協定を結んでいかなければなりませんので、その中に記載する事項等いろいろ、相手側といろいろ話さなければ詰められませんので、その辺は十分にしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 高齢者、体の不自由な方々が歌志内も多くなってきていますので、少しでも早く、今年度ということでは申しましたけれども、できるだけ早目に指定していただいて、住民の方々に安心していただけるということもありますので、お話を進めていただきたいと思います。

二つ目の熊本地震以降の防災計画なのですけれども、今回の地震、特別だと思うのですけれども、自然災害に特別という言葉が適切なのかどうなのかわからないのですけれども、地盤沈下とか液化化現象とか、こういったことが、大きい地震が起きると心配になってくるのですけれども、地盤の弱いところだとかというのは防災マップとかにもいろいろ記載されていますけれども、再度、もう1回調べるということも大切だと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 恐らく土砂災害警戒区域のことをおっしゃられているのだと思いますが、今のところ危険箇所につきましては、市内193カ所ということでございます。

それで、調査が終わっているのが55カ所ということで、まだ大変少ないのです。その部分、北海道のほうでも平成31年度までの調査終了を目指しておりますので、基本的には、31年度までということではございますけれども、北海道では30年度までには何とか終わらせたいということも話しておりますので、そういった調査が終わってきますと、またいろいろなものが見えてくる。また、防災マップ等もまた変えていかなければならないというふうな部分が出てきますので、そういった、ある程度の進捗状況を見まして、防災計画の一部見直しというのも出てきますので、その辺でやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 道が絡んでくるお話ですので、積極的に道のほうに訴えていただいて、山が多い、危険箇所が多い地域なので、きちっと防災計画を立ていただいて、やっていただきたいと思います。

続いて、入浴補助の件なのですけれども、3年に1回、入浴補助の更新が行われておりまして、中村地区でございますけれども、年間、今43万円の予算で、それを使っている方々が多分二十二、三だと思うのですけれども、こういった方々の予算は予算で必要だと思うのですけれども、それを1回排除してというか、1回なしにして、浴室のついていない環境の人たちに対して、どういうふうに手当てをしていくかということが大事だと思うのです。

いろいろさっき答弁もらいましたけれども、どういう形でやっていくかということもあると思

うのですけれども、少しの予算で、浴室のついていない人たちをカバーできると思うのです。その辺、もう1回答弁をいただけたらと思いますけれども、お願いします。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

理事者答弁、小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 市民課のほうから答弁をさせていただきますけれども、公衆浴場対策として、過去、市として、市内各所に浴場というものがあって、そこら辺で浴場組合の方と一緒に連携しながら運営してきたというところがございますけれども、利用者が減ってきたということで、最後の中村浴場も廃止になったということがございます。

このときに、代替ということで、チロルの湯を使っていたいただきたいということで、その当時、旧浴場組合が340円、チロルが500円という、その差額の160円というものを今、支援をしていただいているという内容になっております。

ただ、仮に浴場組合が継続になったとしても、例えばそのままの340円の金額が据え置きになるということにはならないと思います。現状、今500円のチロルの湯という、こういう料金には近づいてくるのだろうなというふうに思っております。

そういう意味では、今の補助金160円の部分というのは、その当時に比べると、やはり補助金という意味合いの必要性というのは、だんだん薄らいできているのではないのかなというふうに受けとめているところでございます。

それで、今後の拡充という部分では、やはり今お話ししました差額の部分のこともありますし、やはり今現在市内にはチロルの湯とかもい岳温泉ありますので、ここら辺を利用させていただくと。バスの運行がありますということで、そこら辺も使っていただいて、実費負担ということの中で御利用をお願いしたいということで、拡充までは、市民課としては考えていないというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私のほうから、市営住宅ということで御答弁させていただきます。

浴室がない住宅ということで、先ほど述べさせていただいたように154戸建設されておりました。そのうち44戸が今現在住んでおりますので、残りにつきましては、政策空き家、もう入居したいと言っても、違う住宅に誘導するような対応をしているところでございます。昭和46年ということでございますので、もうかなり40年以上たっている住宅でございます。

この住宅に例えば浴室をつけるというのは非常に困難なことでもございます。非常に費用がかかるところでございます。

今後、新たに新築、あるいは既存の住宅を改修する場合には、そういった施設を備えていくという方向で考えております。

このたび、浴室が装備されていない住宅に入居されている方には、訪問しながら、ほかの住宅、浴室がある住宅の御案内といえますか、どうですかというようなことで当たってまいりたいなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな今までの縛りがあって、160円分の補助をしているということは深くわかっております。

やっぱり浴室のないところに住んでいる方々が実際いらっしゃるのです。その中で、お風呂に入りたいといっても毎日はいれません。バスが出ている、1日おきの間隔でしかお風呂に入れないということで、どうにかならないのかなという入居者の方々の強い意見から、僕は今質問しているのですけれども、さっき柴田課長、答弁いただきましたけれども、24時間いつでも入れる住宅を提供するということが、本当は、本来ならそういうふうなことが望まれると思うのです。

さっきの答弁でも言われましたけれども、ちゃんと完備されている住宅に移っていただく。それでも、ないところから移ってもらうのであれば、何からの市の援助というのですか、引越し代だとか、そういったことも考えていかなければ多分だめなのではないかなという気がするのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 例えば地区集約とか、議会の御同意をいただきながら、例えばその地区をコンパクトにするとかということで、移転料については、例えば桜ヶ岡については行っておりますが、この地区は、今現在、こういうような、コンパクトにするという具体的な計画はございません。

今後、全体を含めて、公共施設、体育館とか幼稚園もございしますので、これは総合的に、都市計画といえますか、そういうデザインをしていかなければならないなと思っております。

今現在、お風呂がないと、いわゆる浴室、浴槽がないということで、家賃の算出については、減じて家賃を算出しておりますので、そういった部分からしますと、あくまでも住みかえをしていただく、これについても引越し代というものは、今現在のところ考えておりません。

ただ、優先して新たな移転先を当方のほうで誘導していくということについては、積極的に行ってまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 恐らく住んでいる方々もかなり高齢になってきて、体のぐあいだとかということで転出しないとだめだとか、そういうことも多分今後出てくると思うのです。

今、浴室のないところに44戸入っているということなので、できるだけお風呂がちゃんとついているというところに、市のほうできちんと誘導してあげて、使い勝手のいい、高齢者に優しい体制にしてほしいと強く思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

LED化についてなのですけれども、ことしは中村中央の防犯灯LED化を進めるということで、さっき答弁がありましたけれども、これ順次やっていく上で、最終的に全地区をカバーするにはどれぐらいの年数がかかるのですか。予定では32年度までにおおよそやりたいという意向だと思うのですけれども、多分、結構難しいのではないかなという気がするのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほどの繰り返しになりますが、市のいろいろな事業の優先度を考えますと、今現在、既存の照明がございまして、特段そこが暗いという状況にはございません。

しかしながら、省エネ、あるいは環境負荷という考えからいたしますと、早急性はございますが、あくまでも優先順位を決めながら、その中で進めていくということで考えております。

ことし、ちなみに約300万円の予算で行っていきますが、中央地区30数灯のLED化を考えているところがございます。このままの300万円程度の予算でいきますと、32年には終わりませんが、来年以降の公共事業の優先順位を考慮しながら、なるべく早い時期にLED化が図られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 結構やっぱり費用がかかる。それは確かにそうなのです。LED化にするためにいろいろ工夫をしないとだめだということで、かかります。

ただ、今どこの自治体でも、ついている普通の蛍光の街灯のついているものをLED化にどんどんどんどんしていつているわけで、できるだけ早くやっていただきたいと、そういう気持ちがあるのですけれども。

調べた中には、これは埼玉県の事例なのですけれども、道路照明リース方式でLED化にする動きが相次いでいるということなのです。ここはちょっと灯数が多い、歌志内と比べてもかなり多いと思うのですけれども、7,800灯交換して、2年間で約3万灯切りかえる計画になっていると。電気代などLED化で節約できる分をリース代に充てるため、新たな財政負担が余り発生しないということを考えながら、リース方式にしてやっているところもあるらしいのです。

LEDにすれば電気代も浮くし、寿命も長くなるので、普通の蛍光灯、電球から比べたら大幅に多分経費は抑えられると思うのですけれども、やっぱりこういったこと、リースでやっていくのかとか、多分いろいろな考え方が今後出てくると思うのです。その辺いろいろ考えていただいて、やっていただきたいと思うのですけれども、その辺、答弁いただけたら。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 議員御指摘のリース方式その他、我々内部で十分検討した例がございます。

確かに、リース方式でやりますと、少々数があっても補助つく中で一括してできます。ただし、一遍に発注しなければならないということです。そうしますと、数からいうと、歌志内の業者は対応できません。ということは全部市外の業者に持っていかれるということです。

このあたりは、管内の首長さんたちからも情報をいただきながら、お話ししたことはあるのですけれども、金額が相当大きいと聞いております。今の施設で、球を取りかえれば済むというものではないらしくて、そのものを取りかえていくということなので、10万円以上の金額がかかると聞いております。灯数からいうと、やはり我々にすると、どう地元の仕事をつくっていくかということも大切な部分ではないかということで、内部で議論した経過がございます。

御指摘のとおり、早く進めることが電気代その他にも効果があらわれると思っております。十分認識しておりますが、できれば地元で解決していきたいなというのも一つの大きな理由として、御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

質問順序3、議席番号4番下山則義さん。

一つ、歌志内市のPR・情報・魅力発信について。

一つ、教育の充実について。

以上、2件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 本日の一般質問は、2件につきまして質問させていただきます。

それでは、早速質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、件名の1件目であります。

歌志内市のPR・情報・魅力発信についてからの質問であります。1、当市のホームページを検索すると、歌志内市の魅力発信プロモーション映像を見ることができます。このプロモーション映像が、移住・定住、交流人口等、当市に与えるその影響をどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

次に、二つ目であります。

先日の常任委員会で、中部大学の野球部が夏の合宿で当市の宿泊施設を利用する可能性があるという報告を受けました。決定するまでのその経緯につきまして、行政といたしましてどのように把握しているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、件名の2番目であります。

教育の充実についてからの質問であります。1、小学校低学年から導入する英語授業の内容についてお伺いをいたします。

次に、2番であります。

中学生を対象としたチャレンジキャンパス、公営学習塾であります。その内容につきましては、3教科を1日50分。授業の内容で、28回に分けて実施するというふうに関き、理解しておりますが、授業の内容や講師の人選につきまして具体的にお伺いをいたします。

次に、3番目であります。

認定こども園開設に向けてであります。保育の中で高い教育を実施するために、保育所と幼稚園の先生方の連携につきましてお伺いをいたします。

以上、件名2件、質問内容につきましては6件であります。よろしくお願いいたします。

**○議長（川野敏夫君）** 理事者答弁、平間産業課長。

**○産業課長（平間靖人君）** 私のほうから、件名1、歌志内市のPR・情報・魅力発信についての1、歌志内市魅力発信プロモーション映像が、当市の移住・定住、交流人口にどのような影響を与えるのかという部分。それと2点目の中部大学野球部が、この夏の合宿で当市の宿泊施設を利用するに当たり、行政として、これまでの経緯、どのように把握しているのかという点について御答弁を申し上げたいと思います。

最初に、1番の件でございます。

歌志内市の魅力発信プロモーション映像につきましては、当市の魅力ある観光資源などを国内外に情報発信するため、現在、インターネット動画サイトを活用し公開しております。

四季折々の景観など好評をいただいております。映像を見て興味を持たれた方が1人でも多く来ていただき、交流人口の増加及び地域の活性化に結びつけていきたいと考えております。

また、この映像をきっかけに、移住・定住に結びつくものと考え、今後も映像内容の充実に努めてまいります。

2点目でございます。

愛知県の中部大学硬式野球部が、本年8月にチロルの湯及びかもし岳温泉を宿泊拠点として合宿を行うこととなっております。

合宿誘致の経緯ですが、平成25年度に同大学野球部コーチから、合宿受け入れに向けて打診を受けたことから、チロルの湯支配人及び市担当者が現地に赴き、条件面を含め協議を行いました。

その結果、翌年、チロルの湯とかもし岳温泉に分散する形で約100名の合宿を受け入れております。

また、本年度から毎年利用されることが決定した要因といたしましては、宿泊施設の料理やおもてなし等が高い評価を得たことや、昨年、大学を訪問し、野球部の監督に直接行った売り込みが功を奏したものであるということでお聞きをされているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから、2番目の教育の充実についての1番目と2番目について御答弁申し上げます。

まず、1番目でございます。

小学校1年生から4年生までは、年間20時間の英語授業を今年度より実施しております。幼稚園での英語活動から小学校5年生、6年生での英語授業まで途切れることなく、スムーズにつながぐことを大きな目的としております。

英単語を覚えたり文法を学んだりすることよりも、耳から入る英語の音になれ親しむことを第一義とし、そこから簡単な日常会話へと可能性が広がるものと考えております。

授業時の指導者は、英語専科の教諭、ALT、学級担任の3名体制で行っております。内容としましては、挨拶、じゃんけん、名前、気分、数、色、果物、野菜、動物、アルファベット、行事、形、反対語、乗り物、体について、ゲームなどを通じてなれ親しむこととしております。

次の2番目でございます。

チャレンジキャンパスの授業内容は、国語、英語、数学の3教科について、学校でも習う基本的な内容を学習し、苦手な学習内容を補うことや、学校の授業だけでは理解できなかった部分を学び直すなどの内容を予定しています。

講師につきましては、地域への学習サポートの実績がある大手学習塾と契約し、派遣を受けて実施してまいります。

実施日程は、8月上旬から3月上旬までの土曜日に、うたみんの視聴覚室で28回行う予定としております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私から件名2、教育の充実についての3、認定こども園開設に向けて、保育の中で質の高い教育を実施するための保育所と幼稚園の先生の連携について御答弁申し上げます。

認定こども園の開設に向けて、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するには、幼稚園、保育所職員の連携が不可欠であると認識しております。

現在、両施設において、市民まつりのおみこし担ぎの練習、幼保・小中地域合同大運動会の競技練習、給食の合同試食会などを連携して実施しておりますが、可能な交流事業をふやしながら連携を深めてまいります。

また、認定こども園の施設計画や運営方法などの検討に当たりましても、教育委員会との連携を密にしながら、幼稚園、保育所職員からの意見はもとより、両施設の保護者、子ども・子育て会議の委員からの意見や市民意見の公募なども行いながら、その内容を基本設計案に反映させ、総合戦略に掲げるオンリーワンの子育て、教育の実現が果たせるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番(下山則義君) それでは、随時再質問させていただきたいと思います。

まず、プロモーションビデオからの答弁に対する再質問になりますが、ホームページを開くと、見ても活動のある、それでいて場面が変わると自然があって、あるいはそこに住んでいる住民の生活に密着した場面、そういった歌志内の四季を通じたものを見ることができるわけでございます。

そのビデオを見て、地域の方々ももちろんそうですが、例えば地域以外の道内の方、道を越えた道外の方々、そういった方々から、見たことによって問い合わせがあった、あるいは何か質問らしきものがあった、そういったものは今まであったのでしょうか、答弁をいただきたいと思います。

○議長(川野敏夫君) 平間産業課長。

○産業課長(平間靖人君) 現在、インターネット動画サイトの部分で、大体1,100件ほど閲覧されているという形になっております。

市のほうに直接、この映像を見てというような形のお問い合わせは今のところいただいておりませんが、個人のフェイスブック等の中で紹介をさせていただいている経過がございます。そちらのほうには、やはり画像のすばらしさというものについてコメントをいただいているというのをお聞きしております。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) こういった一つのまち、地域のプロモーションビデオをつくって配信するという事は、まずその地域がどこにどういうふうな形であるのかということ、その歴史も含めて知ってもらい、そこから始まるものだと思います。

今、1,100というような回数ですけれども、きょうなんか見たら1,175回でした。ですから、結構な方々が、しいて言えば歌志内の方が多い方のかなと思いつつも、結構な方々が見ていただいているのではないかと思います。

ただ、それを見て歌志内市に興味を持ってもらって、問い合わせる、呼び込む、交流をしていくとなると、なかなか難しいものがあるのではないかと思います。せっかくここまで来たのですから、それをさらに一歩進めていく、そういった考え、とりあえずは、まずビデオをもとにして、さらに一歩進めていく、そういったもののお考えがあるのかどうなのかということをお答えいただければと思います。

○議長(川野敏夫君) 平間産業課長。

○産業課長(平間靖人君) このたびのプロモーションビデオにつきましては、議員おっしゃられますように、歌志内市を少しでも知っていただくと、見ていただくということを目的としております。そして、それを見ていただいた中で、一つでも魅力を感じていただいて、歌志内市に来ていただくというのが目的でございますので、一般の観光客の方も同様なのかなと、ビデオを見て来ていただいた方だからということにはならないのかなと。全て歌志内に来ていただいている観光客の方をどのような形で、歌志内に来ていただいて、魅力を感じていただけるのか、そういった取り組みが必要なのかなというふうに思います。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) なるほどという思いで聞かせていただきました。

確かに、歌志内市がどこにあって、どういうまちなのです。歌志内市というものがあるのですということを広めるということが一番の原点になるのだと思います。

それと同時に、そこを検索してビデオを見ていると必ず、ほかのビデオもそうなのですが、ユーチューブの場合は、違う方々がビデオをアップしている、歌志内に関連するものがさまざま

ま出てくるのです。

きょうの朝には、上砂川から歌志内を通過して赤平に行く、その路線を車で走っている状況のビデオを見てまいりました。歌志内のまちの中が全て見られるような状況で、誰が投稿したのかというのはわかりませんが、そういったビデオも常にあるわけです。

あと、施設も、ゆめつむぎのことですとか、こもればの杜のことですとか、細かくそういったものが、ビデオだけなのですが、載っているものもあります。恐らく市のほうでつくっているものではないと認識するのですが、それについて何かお考えを持っているか、一緒になって見てもらうことによって、歌志内を知っていただく違うものに反映していくのではないかと、そんな思いを持っておられるのか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 確かにユーチューブの中で歌志内市の今回のプロモーションビデオを開いていただくと、横のほうに一般の方が投稿された、市内を通行する車に多分取りつけられたビデオか何かで撮影された景色だとか、そういったものも見るすることができます。

ただ、それらはあくまでも一般の方の趣味と言ったらあれかもしれないけれども、そういった形の中で投稿されていると。歌志内にゆかりのある方がいらっしゃるのかもしれないし、また、歌志内のことを思ってくれている方もいらっしゃるかもしれないけれども、そういった方、あくまでも匿名の部分での投稿なものですから、そういった部分とのタイアップと、いいますか、そういう方向性というのは難しいのかなと考えます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

ただ、先ほど、何度も言いますが、これがまず第一歩ということで、次に次に進めていくような状況づくりをしていただければと思います。

次の質問に移ります。

中部大学の野球部、26年に一度来て、合宿を終えて、去年、27年は歌志内には来なかった。ただ、28年には、要するにことしの夏、また来ていただけるのだという報告があったわけですが、先ほどの流れでは、これは業者ですから、歌志内市の職員が行ってどうのこうのということではないと思うのですが、チロルの湯の職員の方が行って、この話をまとめてきたように私は思うのですが、そうだと思うのですが、それに対して、向こうの方々の手応えといいますか、どうしてまた歌志内に決めたのか、その手応えをどのように情報を得ているのか質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） このたびの中部大学の野球部合宿受け入れに関しましては、振興公社と委託契約がございます、委託業者のほうの支配人、チロルの支配人が中心となつてどうか、中部大学と接触という形をとりまして、いろいろと条件面等も交渉したと。その中に市の担当職員も入っているところであります。

それで、歌志内市をお選びいただくということになったわけなのですけれども、当初、新十津川町のほうの宿泊施設、その他いろいろと分散する形で学生を受け入れていたようですが、やはり学校側といたしましては、一つ二つ、できれば1カ所に学生を分散することによって、監督、コーチ等の目が届きやすいということもあって、できるだけ数の少ないところの施設をということで考えられていたようでございます。

そんな中で、歌志内市の場合は、かもい岳とチロルということで、二つの宿泊施設の分散で済むというようなこともございまして、歌志内市のほうに打診をされて、条件面で折り合いが

ついたというようなことでお伺いしてございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 中部大学ですから、プロ野球にスカウトされていく人間も正直出ています。いろいろなところから、ぜひともうちのまちに、合宿で使っていただきたい。名前を出していただきたい。そのような思いでいる地域がたくさんあるのだと思います。歌志内市をなぜ選んだか。

ちょっと不思議なところがあるのです。ただ一生懸命行っただけで、また行きましょうということにはなかなかならないのではないかと思います、その辺のところ、何かありましたら答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） お伺いした話ですけれども、当初、26年の合宿受け入れの前に、ほかのまちで、受け入れたいという自治体もございました。ですが、歌志内市の場合は、歌志内から、新十津川町の球場を練習場にしていますけれども、そちらへの送迎をしっかりと整えたという部分もございますし、あとは、とりわけ10日間の合宿ですので、毎日の料理、これについても、メニュー、それらについても相当工夫をされたというようなこともお聞きしております。

それから、アリーナがございまして、アリーナの場合は、夜間、自主練のほうにも使えるというような部分もメリットとしてあったというふうにお聞きしてございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ということは、歌志内市が練習をする場所、そして、部員たちを1カ所に集めておくことができる。それと同時にチロルのアリーナですか、そのアリーナも使用できる。そういったことで、最適だということで、歌志内の名前が挙がったということによろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） そのとおりでございます。やはり合宿でありましたら、対外的な練習試合等も行われるということで、新十津川の球場を練習場にしながらも、その一番近いところで、環境のよいのところということで歌志内が選択されたということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これからも、その100名を超える部員たちが常時歌志内市を使って、そして、それによってさまざまな学校と、そして野球をやっている部員たちと交流ができて、もちろん歌志内市にそれ相当の経済的なものも波及されるということでもあります。まだまだこれがずっと続くような、そんな状況づくりをしっかりといただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 平成26年度に、最初に100名の方を受け入れたときにも、ウエルカムというようなことで、アリーナで盆踊り、それからバンド、歌手を呼んで歓迎の意をあらわすというか、そういったイベント的なものを大学が来られたときにやっております。

また、ことしにつきましても、アリーナを活用した中で、ウエルカム事業ということで、地域の方の御協力もいただきながら受け入れをして、また、満足する形で、今後も継続して利用していただけるような取り組みを、行政のほうも協力しながらやっていきたいなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁ですと、地域も場所もいいと。それで生徒を1カ所に集めることもできる。夜間の練習場もあると同時に、ウエルカム云々の市民の対応、あるいはその施設の対応がよかった。そういったものも含めて歌志内を選んでくれた。この流れも入っているということによろしいですね。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいま議員おっしゃられるとおりでございます。やはり通常であれば、地元で球場等があれば、もっと適している部分かもしれませんが、球場のないこの地域に来ていただけるということで、やはり地元の熱意というか、施設の部分について評価をいただいているのだなど、そんなふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに人と人とのつながりといいますか、おつき合いといいますか、情熱によってさまざまなものになっていくということがあるのだと思います。そういったものは、正直大きいのだと思います。ぜひともその形を続けていただければと思います。歌志内の一つの隠された地域資源なのかもしれませんね、情熱というのが。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

小学校1年生から4年生までの間に、20時間という英語の授業を実施いたしますという答弁をいただきました。

と同時に、これに際しましては、タイムリーとでも言うのでしょうか、くしくも言ったほうがいいのかな。6月14日、そして15日の2日間にわたって、「ミニ市」が挑む英語教育、ゲームや歌で小学校1年生から、そして小中高と切れ目なくなどという題のもとに、このたびのことが新聞報道されています。

今までも教育長との立ち話の中で、子どもたちから英語教育について常に行っていききたいのだという話が私聞いたことがございます。何となくこれで花開くのかなというふうな思いでいるわけですが。

まず、それに際してなのですが、今まで行ってきた幼稚園の中でも、やはり園長先生の関係で、大学生が来て英語の勉強を行った、英語でのやりとりも行ったということがあって、そして1年生、2年生、3年生という、間を置かないで英語教育を今行うのだという形がありました。

と同時に、この新聞を読みますと、さまざまな弊害があったのだけれども、一つ一つクリアしながら今になったということが感じられるものが正直ございます。

それと同時に、市長の社会に対する先行投資だと、教育だけはほかの自治体に負けたくないという思い、あるいは義務教育のレベルを上げて、子どもたちの未来に選択肢をふやしてあげたいのだ、世界で活躍するような状況の子どもたちをつくりたいのだということも書かれております。

この新聞から読み取るに、ここに至るまでのさまざまな思いがあるのかと思いますが、どういったものがあって、今に至ったのかということをお答えいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 下山議員の質問にお答えいたします。

まず、昨日、一昨日、全道版に本市の歌志内小学校の英語教育のことが報道されたこと、このことについては非常に大きなことなのです。

まず、小さなまちから全道に発信できたということは、非常に私自身よかったなというふう

に思っております。どうして報道の方がここに注目されたのかといいますと、本来、英語教育というのは、従来のカリキュラムの中では実施できないことになっているのです。文科省の認定を受けた学校のみ、全道で17校だけ英語教育をしてもいいですというようなことで、簡単に普通の学校が英語教育をしますというようなことはできないわけなのです。

それで、全道に公立の小学校が1,099校ございます。どこの学校も今、文科省に先駆けて英語教育を入れたいというふうに考えているところですが、やはり文科省の許可なしにはできないということだったので、何とかそこを考えられないだろうかというようなことで、小学校のほうに相談して、当初は非常に、新聞報道に書いてありますとおり、反発を受けて、この忙しいときに英語の教科を入れるということは、教育長何考えているのだというようなことで言われもしました。

でも、幼稚園でせつかく國學院と連携して英語活動をしているのに、5年生まで英語の空白期間を置きたくないという思いがありまして、小学校にお願いして、先生方に何度も職員会議で検討していただきました。

それで、先生方が独自に歌志内ですることができることは何だろうかということで、年間、1年生から4年生まで20時間生み出してくれたというようなことです。

それともう一つ、英語の専門の教員を配置させて、英語専科というのですけれども、英語専科の教諭を1人置いて、学校の中で、本当に人手が足りない中、英語専門に指導する教員を置いてくれたと。本当に歌志内小学校の先生方には感謝申し上げたいというふうに思っております。

これで幼稚園から中学校まで途切れなく英語教育をできたことは本当にうれしく思っていますし、このことは、先ほども申しましたように、どこの小学校でもやりたいのですけれども、できないというようなことを、歌志内が文科省の指定を受けずに独自にやったということで、報道関係の方は注目して、全道に発信してくれたのだと思います。

先ほど下山議員も言われましたが、市長が、やはり教育環境は先行投資であるというようなこと。それから、やはり故郷は歌志内なのだというようなことで、非常に後押しをしていただいているというようなことも、私は非常に心強く思っているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに、生まれてまだ間もないころは、全く聞くことも話すこともできない。ただ、毎日毎日お母さんの言葉を聞いて日本語を覚えていくと同じように、英語をずっと聞くことによって英語を発音できるようになるというのも事実の話で、そういったことを教育で受けたことがあります。

今の子どもたちからずっと続けてということ、この小さな地域だからできるということも書かれてあります。歌志内市だからできるということも書かれてあります。このことに関しては、先行投資ですか、世界に羽ばたくような子どもたちを歌志内から出してやるのだ。しっかりとものをつくっていただければと思います。よろしく願いするところであります。

次の質問に移ります。

チャレンジキャンパスであります。私この話を一番最初に聞いたときには、さてこれから高校に受験する子どもたちのためにあるのだということを思って、第1回の定例議会のときに質問したのですが、全学年に、1年生、2年生、3年生と行うのだという流れです。

このチャレンジキャンパスなのですが、単純に考えると、学校で理解できないものは学校で処理するのが本当なのかなという思いもあります。小学校ではそういうことをやっています。

夏休みのサマーチャレンジ、あるいは土曜日の時間を使った、ちょっと名前、今、ど忘れで思い出せません。そういったものもございます。

中学校では、公営学習塾、それをするのだという、その内容についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） ことしから実施します公的学習塾チャレンジキャンプでございます。この内容につきましては、先ほど次長からの答弁にございましたとおり、本当の基本的な学習内容を復習のように実施していくものでございますが、一つには、家庭学習の時間の確保、それから、家庭学習をより有効に、それから、できるだけ多くの時間行っていただきたいということがございまして、これは、全国学力・学習状況調査の中でも、北海道の家庭学習時間の平均、あるいは当市の生徒の学習時間の平均、全国と比べてそんなに多いほうではございませんので、やはり家庭学習、これを習慣づけて、より有効に行っていたきたいということ。

そうやってまいりますと、家庭学習の確保、習慣づけということになりますと、やはり学習塾ですとか家庭教師というのは非常に有効な手だてということを考えるのですけれども、これを奨励いたしますと、やはり各家庭に経済的な負担も伴ってくるということもございまして、内容は、学校でも習う基本的なことではあるけれども、これを家庭学習の一つとして、習慣づけで行っていただくために、また学校とは別に、学習の場所、それから指導者等、そういうものを用意いたしまして、生徒の皆さんに学習をしていただきたいと、こういうことで始めるものでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ということは、歌志内中学校で、全て同じ内容の授業を受ける。その授業のための底上げをする。それが今の公営学習塾の役割だと。高校に進学するために、さらに高める勉強をするのは、普通の学習塾へ行って勉強してください。あるいは学校の中で先生に教わった方法をとってください。そういったあり方が今の流れなのですよというふうに聞いてよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 議員のおっしゃるとおりの理解でよろしいと思います。あくまで教育委員会が提供します公的学習塾につきましては、いわゆる大手進学塾のような、特別な進学コースに行きたい子のための、特進コースのようなことでなくて、あくまで、現在学校で平均的に習っていること、これをさらに、よりきちんと理解して身につけていただくための学習機会ということで御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

それでは、次のこども園のほうに質問を移らせていただきたいと思います。

この話が出ると、大体こういった年齢の子どもたちを持つ、これから通わせるという子どもたちの親御さんに会うと、今まで保育所に預けていたのですが、保育所と同じように預かってくれて、そこで勉強もできるんですね。さまざまな規則も教えてくれるんですねという言葉が返ってきます。

幼稚園にいる子どもたちの親御さん、あるいは幼稚園に入れようと思っている親御さんに会うと、保育所と一緒にになったら、幼稚園で今まで習ってきたことはどうなるんでしょうかね。プール授業はあるんでしょうかね。そんなような質問をされることがよくあります。

ですから、そのたびに、これは二つのいいとこどりなのです。以前に、当時、教育委員会におられた佐藤課長の言葉を使わせていただきまして、いいとこどりなんです。きちっとした安全で安心の保育をしますと。そして、どこよりもすぐれた教育もその中で受けることができるんです。そういうふうにしっかりと私は説明しているのですが、それでよろしいのですね。まず、その答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） そのとおりで、頑張りたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その両者のいいとこどり。先ほどの午前中の質問の中に、熱があるから迎えに行かなければならない。時間がこの時間だから、いろいろ幼稚園の中では問題があったり、保育所は保育所の中の問題があったり、それが全て網羅できるような、そんなようなこども園になるのだと私は認識いたしました。

それで、一番問題なのは、幼稚園も保育所も、保育に関して、子どもを預かることに関しては、しっかりと、もうできているものがあるのだと思います。にもかかわらず、教育に関しては、やはりどういったものがあるのかなという不安は正直ございます。1歳から2歳、3歳ぐらいまでの保育はしっかりとやります。

それ以上になると、教育も行わなければならないような状況のものが今つくられるわけですが、その教育を行うための先生方の連携というものはあると思うのです。もう既に、この時期になると間もなく、7月からでしたか8月からでしたか、そういった形づくりものができるということを先ほど、午前中に答弁もいただいております。その形づくり、できるものが、しっかりと今から議論されて、始まらなければならない。もうそういう時期だと私は思うのです。そして保護者の方々に、地域の方々に説明していかなければならない時期だと思うのですが、先生方で、教育に当たって、保育のことは両者がしっかりとわかると思うのですが、教育のことについて不安があるという保護者の方々がおられます。それについて、大丈夫なのですよという答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 現在、保育所と幼稚園との連携を図っております。ことしの人事異動で幼稚園から保育所に1名移っております。将来的には幼稚園と保育所が一緒になって、そのメンバーが新たなこども園をつくってくれると思います。

手前みそですけれども、幼稚園の教育はすばらしいものがあると思います。先ほども申しましたように、英語教育から始まり、体力向上、それから学力も含めて、きちっとした形を、そのノウハウを持った人間がおりますので、その部分では大丈夫だというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 質問席からの言葉に私語がまざっております。議場での私語は慎んでください。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 質問席といたら、ここのことですか。

○議長（川野敏夫君） そこから後ろから。

○4番（下山則義君） 今、教育長のほうから答弁をいただきました。正直、私も幼稚園での英語劇でしたか、去年見ました。ステージの真ん中に立っている女の子、園児が「アイアムハングリー」というところから始まりまして、そこからすらすら、すらすら英語が出てくるのです。相当練習したのではないかと思います。本当にかわいらしくて、見入ってしまいました。子どもたちがそういう言葉を使う。そういう言葉で、次から次から動作をしながら劇ができ

る。今の幼稚園にはそういったものがしっかりとあるのだと思います。

ただ、そういったことが全く行われていなかった保育所の園児と一緒にいるということにちょっと不安を感じているお父様やお母様方がおられます。そういった方々にもしっかりと説明する。絶対に大丈夫ですと、今の教育長の言い方で、間違いないのですということ、これもやはり説明していかなければならないことだと思うのです。

そういうことで、これから、まだ時期的には、これからプロポーザルの方法で決定していく、どういったものができる。場所もまだ、あるいは金額もまだというところもあるのでしょうけれども、そろそろそういったことが始まっていく。教育の流れのものもどういったものにしていかなければならないのですねという、両者の話し合いも行わなければならない時期なのかということも考えます。答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 認定こども園のこれまでの考え方、それから経緯、それから今後のスケジュール等につきまして、5月の中旬に保育所、幼稚園の職員への説明、それから、あわせて保護者への説明会をそれぞれ行っております。

その中で、先ほど午前中の関係でもありましたけれども、今後、基本設計案ができ上がり、また、それに伴っての御意見を頂戴する説明会を開催する旨もお伝えをしております。

また、今般5月25日に、神威保育所の第1回保護者会がございました。今年度から職員体制が変わったこと。それから、改めて、先ほど申し上げました認定こども園に向けてのスケジュール、それから、保育所では、保育指針に基づき、これまで保育カリキュラム、指導計画をつくっておりましたけれども、今年度からは4歳、5歳児は、教育要領、言うなれば幼稚園での教育要領を加味した形での、小学校教育につながるための経験を重視しながら、幼稚園との交流を行っていく旨についても保護者のほうへ説明したところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私とのやりとりの中では、保護者の方々から、本当に大丈夫なんですかねという。私も今、答弁いただいた内容のことまではわかりませんでしたので、大丈夫ですというふうなところしか話しておりません。ですから、そういったことをしっかりと保護者の方々に説明をしていただいて、間違いないのだということを進めていただきたいと思います。

さて、これで私の本日の一般質問、間もなく終了するのですが、最初の質問にちょっと戻りますが、行政常任委員会で、中部大学のというふうな話で質問させていただきました。

課長からの答弁の中で、歌志内市に住む人間の情熱が中部大学の野球部をさらにここに戻すことができたのです。そういったものが多かったのです。そういうことを説明していただきました。

私は、これは歌志内市が持つ重要な資源だと思うのです。まだほかにもいっぱいあります。人なつこくて、世話好きな炭鉱マン気質の人間性ですとか、隣近所がどうしても気になってしまふ、そういった大らかさですとか、いろいろとあるのですが、職員もそういったことで、やる気のある職員というのはいっぱいおられると思うのです。そういった職員の思いを引き出すというのは、やはりその上に立つ方々の力ではないかと思うのです。

先ほど一番最初の質問の中に、市長、これからの形はどうなるのですかという質問が出てまいりました。それに対して市長の力強い答弁がございました。そういった人的な、情熱という歌志内市の資源を使って、これから4カ月間、そしてさらに次の4年間、市長の力でこの歌志内市を引っ張って行っていただきたいと思いますと思いますが、コメントがありましたらお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 突然の質問だったものですから、返答は考えていなかったのですが、いずれにいたしましても、きょうの湯浅議員の質問にもお答えしましたが、私は雌伏10年という思いであります。10年よく辛抱したなど。この思いをこれからの歌志内のまちづくりにしっかりと反映させたい。

今、職員は非常に明るくなりました。財政的に戻るということは、どのくらい勇気を与えるものなのかという思いはしますけれども、この10年に向かって、最初の4年間のスタートというのは、いかに重要かなというふうに思っております。

まずルールに乗せること。そしてスタートダッシュをかけること。これによって、これから将来に向かっての10年に道筋をつけていきたいと。そういう中で若い人たちを育て、次の歌志内をお任せするという環境をつくっていくのが私の仕事なのかなと、そのように思っているところでございます。

いずれ市民の皆さんの審判をいただくことになろうかと思いますが、皆さんに御理解いただけるように、残り4カ月精いっぱい努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これで、本日の私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

---

午後 2時05分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

#### 意見書案第5号から意見書案第7号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第5号から日程第6 意見書案第7号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第5号骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）、意見書案第6号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）、意見書案第7号食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書（案）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年2月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満に留まっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

#### 記

1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。

2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が

増大するおそれがあります。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書(案)

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられている。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスだ。農林水産省によると、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの642万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。削減には、事業者による取組とともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれぬ分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取組を全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、消費者担当大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第5号「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第5号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第6号「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号「食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第7号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第8号から意見書案第11号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 意見書案第8号から日程第10 意見書案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消な

ど教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書（案）、意見書案第9号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、意見書案第10号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、意見書案第11号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）、以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書（案）

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均が4.7%に対し3.5%と大きく下回り、加盟国中、最下位となっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあります。このことは、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さを証明するものです。また、厚生労働省から発表された2012年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっています。このような状況の中、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっています。

教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されている実態が多くあり、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの保護者負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じています。また、「高校授業料無償制度」所得制限や、生活扶助の切り下げによる就学援助制度の改悪など、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念することに繋がるなど、「教育の機会均等」に影響を及ぼしています。

また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。2016年度文部科学省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善は見送られました。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正を伴う「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負

担率1/2への復元など、以下の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

#### 記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現及び、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現するよう要請します。
4. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。
5. 経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充するとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うよう要請します。
6. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃及び、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現されるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算・地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置については、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほ

とんど関与することができません。

総務省「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は約96万人、雇用労働者の約43%（全国2番目）と高く、労働政策研究・研修機構が実施した「多様な就業形態に関する実態調査」においても、かつての家計補助者という位置付けから、3分の1が家計維持者へシフトしています。また、若年労働者数は、この10年間で3割も減少する一方で、4割が非正規雇用であり、少子化の加速によって、税・社会保障の担い手が減少しています。加えて、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も48万人近くに増加し、割合も3割を超えている現状にあります。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

#### 記

1. 「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額882円）を下回らないよう、適切な水準を確保すること。
3. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提 出 先

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学級規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、現在までに全道で24校が募集停止、21校が再編・統合による削減となることが決定しています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も

報告されています。

昨年度、道教委は「配置計画」において、奥尻高校を町立移管とし今後もさらに地方の小規模校を自治体へ移管する考えを示しました。これは、全道の子どもたちに等しく後期中等教育を保障する教育行政としての責任を放棄していると言えます。

北海道では、「貧困と格差」の固定化・拡大、地方の人口減少など、社会状況が大きく変化しており、こうした中で「指針」策定から9年が経過しています。この間、「募集停止」「再編統合」など「計画」により地元から高校が無くなったことで、遠距離通学や下宿生活などにより子ども・保護者に身体的・精神的・経済的負担増を強いています。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

#### 記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4. しょうがいがある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道教育委員会教育長、北海道知事

○議長（川野敏夫君） 意見書案第8号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

意見書案第9号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第10号「平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号「道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第11号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第12号から意見書案第14号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 意見書案第12号から日程第13 意見書案第14号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第12号「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障を強く

求める意見書（案）、意見書案第13号子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）、意見書案第14号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障を強く求める意見書（案）

安倍政権は、介護保険の新たな負担増を検討している。要介護認定を受けて要支援と認定された人（約444万人）の過半数を占める要介護1・2の軽度者（約229万人）の訪問介護などを保険給付から外そうというもので、今年末までに結論を出そうとしている。財務省の財政制度等審議会でも掃除や調理の生活援助利用が軽度者に多いことを繰り返し問題視し、「原則自己負担」を求めており、実施されたなら利用者は10倍の自己負担増になる。

生活援助サービスは訪問介護で、掃除、洗濯、調理、買い物、薬の受け取り、衣類の整理・補修、ベッドメイクなど日常生活を支えている。生活援助は、ケアプランに基づき計画的に実施されているもので、専門家が利用者の状態の変化に気づき、早期対応を可能にしている。生活援助の「保険外し」は、そのような対応を難しくし、その結果、利用者の重症化が進み、むしろ介護保険財政を圧迫しかねない。

介護保険をめぐるのは、一昨年改悪で「要介護1・2」の人の訪問介護・デイサービスなどが保険対象から外されたばかりである。「医療・介護総合法」では、市町村の事業に移され、17年度から全自治体で実施するとしているが、各地で「受け皿」不足が浮き彫りになり利用者・家族の不安を高めている。特別養護老人ホームの入所条件も「要介護3」以上とされたため、「要介護2」以下の人たちの行き場探し、ますます困難になっている。

社会保障費の大幅削減のために、次々と介護保険の改悪を進める安倍晋三政権の姿勢は、あまりに異常である。政府は、保険料を払うことで介護サービスを利用できる制度を作ってきた。それが、「負担あってサービス無し」では、「制度の根幹崩す詐欺です」「いったいどこが『介護離職ゼロ』社会なのか」と怒りの声が高まっている。

よって、「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）

我が国は、少子化により国家的な危機に陥るか否かの重大な岐路に立たされているところであり、若い世代の希望がかない安心して結婚・子育てのできる環境の整備に向けて、子育て負担の大胆な軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らなければならない状況にある。一方、子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において、乳幼児医療費の無料化を含むさまざまな助成制度を実施しているが、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として、助成対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている実態にある。

また、さらに、地方自治体が行っている乳幼児等に対する医療助成については、少子化対策に関する重要な施策にもかかわらず、国保の国庫負担金や普通調整交付金が減額調整されており、施策推進の大きな支障ともなっている。

よって、国においては、子育て支援の観点から、全ての子どもを対象とした医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書(案)

2016年度は2年に1度行われる診療報酬改定の年に当たり、財政制度等審議会は、2016年度の政府予算編成に向けた建議(意見書)をまとめ、薬価とともに医師の技術料も含めて「マイナス改定が必要」とした。

安心・安全の医療を国民に安定して提供できるようにするためには、医療の質を損なう「マイナス改定」ではなく、むしろ増額が求められている。

医療技術の質を保つために必要な報酬が手当てされなければ、国民は安心して医療機関にかかれず、かかりたい医療が保険から外されてしまえば患者の負担は深刻となる。

診療報酬の引き下げは、医療機関の経営を危機に追い込むこととなる。

また、政府は公立病院への交付税算定基準を許可病床数から稼働病床数に切りかえた。

このことによって、交付税措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっている。

医師・看護師不足のために一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も想定される。

道内医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにもつながりかねず、安心して住み続けることがますます困難になることが予想される。広大で冬期間の積雪・寒冷といった地域の実情を十分踏まえて今後の医療提供体制を議論していくことが肝要である。

よって、国においては、地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築するよう、次の事項について強く要望する。

記

1 診療報酬の引き下げは行わないこと。

- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
  - 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。
- 平成28年6月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、規制改革担当大臣

---

○議長（川野敏夫君） 意見書案第12号「「要介護1・2」の「保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障を強く求める意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第13号「子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号「診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案」については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第14号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

## 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第14 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時23分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      湯    浅    礼    子

署名議員      女    鹿            聡